6　［略］

（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告）

第九条　［略］

2　［略］

3　前二項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

［4～7　略］

（取引情報蓄積機関による取引情報の報告）

第十一条　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の六十五第二項の規定により、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、第三条又は第七条の規定による提供を受けた日の翌営業日（当該営業日までの間に当該記録に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたことを知った場合には、当該変更が生じたことを知った日の翌営業日）までに、金融庁長官に提出しなければならない。

2　［略］

3　取引情報蓄積機関は、毎月一回以上、前条第二項に定めるところにより保存している記録を金融庁長官に提出しなければならない。

4　前三項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

5　［略］

6　取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講ずる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知するものとする。

（取引情報蓄積機関による取引情報の公表）

第十一条の二　法第百五十六条の六十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

6　［同上］

（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告）

第九条　［同上］

2　［同上］

3　前二項の提出は、電磁的方法により行わなければならない。

［4～7　同上］

（取引情報蓄積機関による取引情報の報告）

第十一条　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の六十五第二項の規定により、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、第九条第一項の規定による提供を受けた日の翌営業日（当該営業日までの間に当該記録に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたことを知った場合には、当該変更が生じたことを知った日の翌営業日）までに、金融庁長官に提出しなければならない。

2　［同上］

［項を加える。］

3　前二項の提出は、電磁的方法により行わなければならない。

4　［同上］

5　取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知しなければならない。

（取引情報蓄積機関による取引情報の公表）

第十一条の二　法第百五十六条の六十六第一項で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

2　［略］

（取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等）

第十四条　［略］

2　［略］

3　第一項の規定による取引情報蓄積機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

第二十二条　金融庁長官は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

［一・二　略］

三　第七条第五項、第九条第四項又は前条第三項の承認　一月

2　［略］

［一～五　同上］

2　［同上］

（取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等）

第十四条　［同上］

2　［同上］

3　第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

第二十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　第七条第四項、第九条第四項又は前条第三項の承認　一月

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（清算集中等取引情報又は非清算集中等取引情報の提供等に関する経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係る清算集中等取引情報については、一部施行日にこの府令による改正後の店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（以下「新令」という。）第四条第一項に規定する事項に変更が生じたものとみなして、新令第三条、第四条第三項並びに第五条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、新令第三条第二項及び第五条第二項中「当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に」とあるのは、「当該変更が生じた日以後遅滞なく」とする。